

令和5年第1回市議会定例会
提出議案の概要

新 座 市

提出議案（合計34件）の内訳

【条例案件】 ……19件

新規 3件（新座市政策評価委員会条例ほか2件）

一部改正 12件（新座市手数料条例の一部を改正する条例ほか11件）

廃止 4件（新座市観光都市にいざビジョン等審議会条例を廃止する条例ほか3件）

【予算案件】 ……14件

当初 7件（令和5年度新座市一般会計予算ほか6件）

補正 7件（令和4年度新座市一般会計補正予算（第11号）ほか6件）

【人事案件】 ……1件（新座市教育委員会委員の任命について）

【条例案件】 ……19件（新規3件、一部改正12件、廃止4件）

議案第1号 新座市政策評価委員会条例（新規制定）

〔要旨〕

市の総合計画について、その推進に係る状況を評価検証するため、新座市政策評価委員会を設置するもの

〔条例制定の背景〕

令和5年度を初年度とする、第5次総合計画前期基本計画については、「子育て支援」や「都市づくり」などの施策領域の目的の達成度を測るための指標として、KPI（重要業績評価指標）を設定することとしている。計画の実効性を高めるためには、KPIの達成状況を定期的に評価し、その結果を毎年度の取組に反映させていくことが必要である。

評価に当たっては、市自らの評価に加え、市民を含めた外部の第三者による評価を行うことで、透明性・客観性が確保され、計画の実効性を高めることができるとともに、市政に対する市民の理解と関心を高めることができる。

こうした点を踏まえ、市民や外部有識者等で構成する会議体において、総合計画の進捗状況について評価検証するため、新たに附属機関を設置するもの

〔施策の効果及び影響〕

新座市政策評価委員会の所掌事務、組織、任期、会議の招集その他の必要な事項について定めるもの

〔施行日〕

施行日は、令和5年4月1日とする。

議案第2号 新座市減債基金条例（新規制定）

〔要旨〕

市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営に資するため、新座市減債基金を設置するもの

〔条例制定の背景〕

将来にわたる市財政の健全な運営を図っていくためには、市債の償還に必要な財源を確保していくことが必要である。

その方策の一つとして、財政調整基金とは別に、減債基金を創設することとし、条例を制定するものである。

〔施行日〕

施行日は、令和5年4月1日とする。

議案第3号 新座市犯罪被害者等支援条例（新規制定）

〔要旨〕

犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定めるもの

〔条例制定の背景〕

市では、新座市防犯推進条例及びこれに基づく防犯推進計画を定め、犯罪の防止を目的とした事業を推進してきた。

市民が安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、犯罪を未然に防止するとともに、犯罪被害者等に対する適切な対応と途切れのない支援を行う体制を整備することが求められている。

このため、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定めることとして、条例を制定するものである。

〔施策の効果及び影響〕

- 1 犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにするもの
- 2 犯罪被害者等に対し、次のとおり見舞金を支給するもの
 - (1) 遺族見舞金 30万円
 - (2) 傷害見舞金 10万円

〔施行日〕

施行日は、令和5年4月1日とする。

議案第4号 新座市手数料条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

- 1 市内循環バス無料乗車証の交付に係る手数料の徴収を廃止するもの
- 2 キオスク端末（※）による住民票の写し等の交付に係る手数料の額について、令和5年5月から令和8年3月までの間に限り、200円から150円に減額するもの

※ コンビニエンスストア等に設置されている通信端末のことで、マイナンバーカードを使用することにより、市役所の窓口に来庁することなく、住民票の写し等の証明書を取得することができる。

〔施行日〕

1の施行日は令和5年4月1日とし、2の施行日は同年5月1日とする。

議案第5号 新座市立集会所条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

道場一丁目集会所について、名称を道場集会所に改め、及び位置を変更するもの

〔施行日〕

施行日は、令和5年4月1日とする。

議案第6号 新座市障がい者福祉センター条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施行日〕

施行日は、令和5年4月1日とする。

議案第7号 新座市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施行日〕

施行日は、令和5年4月1日とする。

議案第8号 新座市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施策の効果及び影響〕

- 1 放課後児童健全育成事業者に対し、利用者の安全確保に関する計画の策定を義務付けるもの
- 2 放課後児童健全育成事業者に対し、自動車を運行する場合において、利用者の乗降車の際にその所在を確認しなければならない旨を義務付けるもの
- 3 放課後児童健全育成事業者に対し、業務継続計画を策定するよう努めなければならないこととするもの
- 4 放課後児童健全育成事業者に対し、職員に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修等を定期的実施するよう努めなければならないこととするもの

〔施行日〕

施行日は、令和5年4月1日とする。

議案第9号 新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施策の効果及び影響〕

- 1 家庭的保育事業者等に対し、利用者の安全確保に関する計画の策定を義務付けるもの
- 2 家庭的保育事業者等に対し、自動車を運行する場合において、利用者の乗降車の際にその所在を確認しなければならない旨を義務付けるもの
- 3 家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設等を併設する場合において、保育に支障がないときは、職員の兼務や設備の共用を可能とするもの
- 4 家庭的保育事業者等に対し、職員に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修等を定期的実施するよう努めなければならないこととするもの

〔施行日〕

施行日は、令和5年4月1日とする。

議案第10号 新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施行日〕

施行日は、令和5年4月1日とする。

議案第11号 新座市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

国民健康保険税の税率を改定するもの

〔条例改正の背景〕

本市の国民健康保険税については、埼玉県の方針により、令和6年度に、現行の4方式（所得割、資産割、均等割及び平等割）から2方式（所得割及び均等割）の課税方式に移行するとともに、令和9年度の県内における保険税水準の統一（※）に向け、段階的に税率等を改定することとしている。

令和5年度の国民健康保険税について、この方針に従い改定するもの

* 国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の三つで構成している。

※ 原則として、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となることとするもの

〔施策の効果及び影響〕

1 医療給付費分（基礎課税額）

	現行	改定後
所得割	7.00%	7.00%
資産割	10.0%	5.0%
均等割	23,000円	27,000円
平等割	3,000円	1,000円
限度額	630,000円	650,000円

2 後期高齢者支援金等分

	現行	改定後
所得割	1.52%	1.85%
均等割	11,000円	12,000円
限度額	190,000円	200,000円

3 介護納付金分

	現行	改定後
所得割	1.46%	1.88%
均等割	12,000円	14,000円
限度額	170,000円	170,000円

〔施行日〕

施行日は、令和5年4月1日とする。

議案第12号 新座市国民健康保険条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

出産育児一時金の額を現行の42万円から50万円に引き上げるもの

〔施行日〕

施行日は、令和5年4月1日とする。

議案第13号 新座市保健センター条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

新座市保健センターの位置を変更するもの

〔施行日〕

施行日は、令和5年4月1日とする。

議案第14号 新座市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

新座市立歴史民俗資料館の位置を変更するもの

〔施行日〕

施行日は、令和5年4月1日とする。

議案第15号 新座市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

新座市営大和田運動場を廃止するとともに、新座市営大和田少年サッカー場及び新座市営大和田多目的運動場を設置するもの

〔施行日〕

施行日は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日とする。

議案第16号 新座市観光都市にいざビジョン等審議会条例を廃止する条例

〔要旨〕

新座市観光都市にいざビジョン等審議会を廃止するもの

〔施行日〕

施行日は、令和5年4月1日とする。

議案第17号 新座市休日歯科応急診療所条例を廃止する条例

〔要旨〕

新座市休日歯科応急診療所を廃止するもの

〔施行日〕

施行日は、令和5年4月1日とする。

議案第18号 新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例

〔要旨〕

新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業特別会計を廃止するもの

〔施行日〕

施行日は、令和5年4月1日とする。

議案第19号 新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業基金条例を廃止する条例

〔要旨〕

新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業基金を廃止するもの

の

〔施行日〕

施行日は、令和5年4月1日とする。

【予算案件】 …… 14件（当初7件、補正7件）

議案第20号 令和5年度新座市一般会計予算

議案第21号 令和5年度新座市国民健康保険事業特別会計予算

議案第22号 令和5年度新座市介護保険事業特別会計予算

議案第23号 令和5年度新座市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第24号 令和5年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別会計予算

議案第25号 令和5年度新座市水道事業会計予算

議案第26号 令和5年度新座市公共下水道事業会計予算

議案第27号 令和4年度新座市一般会計補正予算（第11号）

議案第28号 令和4年度新座市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第29号 令和4年度新座市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第30号 令和4年度新座市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第31号 令和4年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）

議案第32号 令和4年度新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理

事業特別会計補正予算（第5号）

議案第33号 令和4年度新座市水道事業会計補正予算（第4号）

【人事案件】 …1件

議案第34号 新座市教育委員会委員の任命について

新座市教育委員会委員宮瀧交二氏の任期が、令和5年3月31日で満了となるが、引き続き同人を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により提案するもの

追加を予定する議案（4件）

【予算案件】 ……3件

議案第 号 令和4年度新座市一般会計補正予算（第12号）

議案第 号 令和5年度新座市一般会計補正予算（第1号）

議案第 号 令和4年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別
会計補正予算（第5号）

【道路案件】 ……1件（認定1件）

議案第 号 新座市道路線の認定について